横浜市記者発表資料



令和4年3月24日建築局住宅政策課

住まいの確保に お困りの方を 受け入れる住宅

低額所得者が入居した住宅を対象に家賃等の補助を行う「家賃補助付きセーフティネット住宅」や、 単身高齢者が利用する見守りサービスへの補助を行う「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデ ル事業」について、より使いやすい制度とするため、令和4年度分より制度の拡充を行います。

1 「家賃補助付きセーフティネット住宅」の拡充

(1) 孤独死・残置物に係る保険料への補助の実施【令和4年度分から適用】

住まいの確保にお困りの方の入居受入れに対し、オーナー等が抱える不安の軽減を図るため、<u>新た</u>に孤独死・残置物に係る保険料への補助を実施します。

補助対象者	孤独死・残置物保険を提供する保険会社		
補助対象となる保険の内容	≪保険契約者≫ 入居者またはオーナー等		
	①残存家財整理費用 ②原状回復費用 ③家賃損失		
補助額	初回保険料について、最大6万円/戸の補助		
	※家賃債務保証料への補助とあわせて6万円以内かつ補助総額480万円以内		

○補助の関係図



(2) 家賃補助額の選択制の導入【令和4年度分から適用】

現在、一律月額最大8万円/戸の補助を行っていますが、補助総額480万円/戸までの補助であるため、最短5年で補助が終了となります。

これに対し、より長い期間補助を受けることも可能となるよう、最大家賃補助額を選択 *できることとします。(例:4万円/戸を選択した場合、最短 10年)

※4万円~8万円の範囲内で1万円単位で選択。ただし、家賃等により選択できる範囲が変わります。 また、実際の補助期間は、入居者の収入等により変わります。

2 「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」の拡充

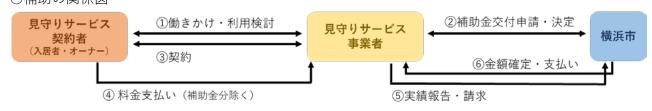
(1) モデル事業実施期間の延長

モデル事業実施期間を令和4年度末まで延長します。

(2) 対象となる見守りサービスの拡充

これまで、補助の対象となる見守りサービスを安価なサービスに限定していましたが、より多様な サービスを提供できるよう、要件を見直しました。

○補助の関係図



【参考】家賃補助付きセーフティネット住宅の概要

※下線部分は今回改正箇所

(1)、(2)あわせて

総額 480 万円以内

かつ 20 年までの補助となります。

- 1 入居者の主な要件
 - (1) 世帯の月収額が15万8千円以下であること
 - (2) 住宅扶助(生活保護制度)や住居確保給付金を受給していないこと
 - (3) 横浜市内に在住または在勤していること など
- 2 住宅の主な要件
 - (1) セーフティネット住宅(専用住宅)として登録されていること
 - (2) 礼金や更新料等を徴収しない契約となっていること
- 3 補助の内容

(1) 家賃減額補助

本来の契約家賃と入居者負担額との差額を最大8万円/月・戸補助します。 (最大家賃補助額を別途選択することも可能)

- (2) 家賃債務保証料、<u>孤独死・残置物に係る保険料</u>減額補助 初回の保証料、保険料をあわせて最大6万円/戸補助します。
- 4 制度の詳細

横浜市「家賃補助付きセーフティネット住宅について」をご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safetynet-hojo.html

【参考】セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業の概要 ※<u>下線部分は今回改正箇所</u>

1 実施期間

令和2年12月1日から令和5年3月31日まで

- 2 対象となる見守りサービス
 - (1) 簡単
 - · IoT 等の技術を活用し、リズムやセンサー等の方法で入居者に負担なく見守りを行うこと
 - ・機器の設置や初期設定が簡単で、速やかに利用できること
 - ・電池交換等のメンテナンスの負担が少ないこと
 - (2) 安心
 - ・最低1日1回見守りを行うこと
 - ・異常があった際に、住宅の管理者、親族等に必ず連絡がいくこと
- 3 補助内容

	初期費用	月額費用
	見守りサービス機器の導入に係る	見守りサービスの利用に係る
補助対象経費	工事費や登録料等(10,000円(税抜)	月額費用(2,000円(税抜)以下の基
	以下の基準をなくします)	準をなくします)
補助率	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の2分の1
補助上限額	5,000 円/戸	1,000円/月・戸
補助期間		事業実施期間内

4 制度の詳細

横浜市「セーフティネット住宅見守りサービス補助モデル事業」をご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/safety-mimamori.html

制度全般に関するお問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 住宅セーフティネット制度担当

電話: 045-671-4121 メール: kc-safetynet@city.yokohama.jp

お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659